京都大学大学院医学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
（前　略） （附属教育研究施設） 第７条　医学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。 動物実験施設 先天異常標本解析センター 総合解剖センター 脳機能総合研究センター ゲノム医学センター 医学教育・国際化推進センター ２　附属の教育研究施設に長を置き、医学研究科又は医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。 ３・４　（略） （後　略）	（附属教育研究施設） 第７条　（同　左） がん免疫総合研究センター ２　（同　左） ３・４ 附　則 １　この規程は、令和２年４月１日から施行する。 ２　医学研究科又は医学部附属病院の専任の教授をもって充てるべきがん免疫総合研究センター長は、第７条第２項の規定にかかわらず、当分の間、京都大学の教授をもって充てる。